

第5章 船舶安全法

問2-5-1

次の文章は船舶安全法について述べたものである。正しいものには○、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

- () 1. 定期検査は初めての航行の用に供する時、又は船舶検査証書の有効期間の満了した時に行う検査である。
- () 2. 中間検査は定期検査と定期検査の間において船舶検査証書の残存有効期間内の安全性を担保するための簡易な検査である。
- () 3. 第2種中間検査は上架が必要である。
- () 4. 沿海区域とは海岸から50海里以内の水域および特に定められた水域をいう。
- () 5. 第1回定期検査は新造時から5年目に受ける。

問2-5-2

次の文章は検査について述べたものである。正しいものには○、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

- () 1. 準備検査は、船舶安全法の検査が必要であるか否か定まっていない船舶又は物件であっても、将来船舶安全法の検査対象となった際に合理的な検査を可能とするため予め検査を受けることができる検査である。
- () 2. 任意検査には次の2つの検査がある。「予備検査」「準備検査」
- () 3. 臨時検査は定期検査又は中間検査以外の時期に船舶の構造、設備、無線設備等の改造若しくは修理を行うとき又は満載喫水線の位置その他船舶検査証書に記載された条件の変更を受けようとするとき等に行う検査。
- () 4. 中間検査には、第1種中間検査、第2種中間検査及び第3種中間検査の3種類がある。そのうち第2種中間検査は主に国際航海に従事する船舶（外航貨物船）の場合に受けるもので定期検査から1年毎に行われるもので、浮上中で受検可能である。
- () 5. 定期検査は就航後、船舶の大きさ、航行区域などに応じて5年又は6年と定められている船舶検査証書の有効期間の満了時毎に船舶の船体、機関、設備等の全般について行う精密な検査。

問2-5-3

次の文章は、船舶安全法における強制及び任意検査について述べているが、正しいものに○、誤っているものに×を付けなさい。

- () 1. 長さ30m未満の船舶の製造については任意に予備検査を受けることができる。
- () 2. 製造検査とは、長さ50m未満の船舶の製造時に製造者が受けなければならない検査をいう。
- () 3. 臨時航行検査とは、船舶検査証書を持たない船舶を臨時に航行の用に供する時に行う検査である。
- () 4. 検査は、特定の船舶について行うのが原則であり、機関、設備等については備えつけた船舶が決まってから予備検査を受けなければならない。
- () 5. 中間検査には、第1種、第2種及び第3種の3種類がある。

問2-5-4

次の文章は臨時検査について述べたものである。正しいものに○、間違っているものに×印を()内に付けなさい。

- () 1. 機関の主要部を変更したが一部なので臨時検査は必要ない。
- () 2. 排気タービン過給機を交換した場合、予備検査合格品であっても臨時検査の対象となる。
- () 3. ディーゼル機関の連続最大出力を変更した時は、臨時検査の対象となる。
- () 4. 予備検査合格品であるピストンの取り替えは、臨時検査の対象となる。
- () 5. 海難その他の事由により検査を受けた事項につき、船舶の堪航性又は人命の安全性の保持に影響を及ぼす恐れのある変更が生じた時、臨時検査の対象となる。

問2-5-5

次の文章のうち正しいものには○、間違っているものには×を付けなさい。

- () 1. 第2種中間検査は、主に国際航路に従事する船舶（外交貨物船）の場合にうけるもので定期検査から2年毎に行われる。
- () 2. 船舶安全法の検査が必要であるか否か定まっていない船舶又は物件は、検査対象となった時点でなければ検査を受けることが出来ない。

- () 3. 旧証書の有効期限満了前3月以前に定期検査に合格した場合、新しい船舶検査証書の有効期間は検査に合格した時点から5年(又は6年)である。
- () 4. 船舶の航行する水域は5種類に区分されており、沿岸区域は海岸から20海里以内の水域及び特に定められた水域である。
- () 5. 漁船の従業制限のうち第1種とは総トン数20トン以上の漁船で主として沿岸の漁業のものをいう。

問2-5-6

次の文章は船舶安全法について述べたものである。正しいものに○、誤っているものに×を付けなさい。

- () 1. 船舶検査証書の有効期間は、一部の船舶を除き通常は5年で、有効期間の延長は5ヶ月以内まで認められている。
- () 2. 船舶検査のうち、総トン数20トン未満の小型船舶(特殊船を除く)は、日本小型船舶検査機構が行うことになっている。
- () 3. 船舶検査において「船舶の推進に係る補機」とは、燃料油や潤滑油の移送ポンプ、送風機、空気圧縮機およびビルジポンプなどの他に、シリンダ、ピストン、燃料弁、冷却器等の冷却ポンプなども含まれる。
- () 4. 船舶の航行区域には、平水区域、沿海区域、近海区域、遠洋区域の4種類あるが、漁船についてはこれに代えて5種類の従業制限がある。
- () 5. 総トン数20トン未満の小型漁船であっても、沿岸および近海で従業する場合は船舶安全法が適用される。

問2-5-7

次の文章は船舶検査証書の有効期間の延長及び中間検査の延長について述べたものである。正しいものには○、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

- () 1. 国際航海に従事する船舶で、船舶検査証書の有効期間が満了する際、外国の港から本邦の港又は定期検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中の船舶について、5月以内の延長が認められる。
- () 2. 国際航海で短航海に従事する船舶であって船舶検査証書の有効期間が満了する際航海

中となる船舶について、3月以内の延長が認められる。

- () 3. 国際航海に従事する船舶が船舶検査証書の有効期間を延長する場合、その手続きは「管海官庁」においてのみ取り扱われる。
- () 4. 国際航海に従事しない船舶で、船舶検査証書の有効期間が満了する際航海中となる船舶について、1月以内の延長が認められる。
- () 5. 国際航海に従事する外航旅客船は、中間検査の時期についても、中間検査の時期を経過する際、外国の港から本邦の港又は中間検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となる船舶について、3月以内の延期が認められる。

問2-5-8

次の文章で正しいものに○、間違っているものに×を付けなさい。

- () 1. 総トン数20トン未満の船舶でも、特殊船等は管海官庁の所掌になる。
- () 2. 船舶安全法の適用除外船舶の航行区域の内、告示で定められた湖の条件として、外海に直接つながっていないことがある。
- () 3. 旅客船、非旅客船を問わず、日本海事協会の行った検査は、管海官庁が行ったものとみなされる。
- () 4. 長さ12m未満の沿海区域まで航行するヨットは、船舶安全法の適用除外である。
- () 5. 小型漁船安全規則は、小型船舶安全規則同様、総トン数20トン未満の漁船を対象にしている。

問2-5-9

次の文章は船舶安全法について述べたものです。正しいものに○、誤っているものに×を付けなさい。

- () 1. 船舶安全法で定める検査の種類は強制検査と任意検査に分けられ、定期検査及び中間検査は任意検査に含まれる。
- () 2. 国際航路に従事しない船舶で、船舶検査証書の有効期間が満了する際航海中となるものについては、船舶検査証書の有効期間は3ヵ月以内に限り延長が認められる。
- () 3. 旅客船以外の船舶で平水区域を航行するもの、又は総トン数20トン未満の船舶で危険物ばら積み船、特殊船又はボイラを有する船以外のものは船舶検査証書の有効期間は6

年である。

- () 4. 船舶検査は次の定期検査の検査内容等が機関長により記録され、機器関係の履歴、注意点分かるので整備、修理の際の一つの目安になる。
- () 5. 従業制限は総トン数20トン以上の漁船では第1種、2種、3種に、総トン数20トン未満の漁船では小型第1種、2種の計5区分に分類される。

問2-5-10

船舶の中間検査について記述したものである。正しいものには○、誤っているものには×をつけなさい。

- () 1. 定期的な検査には、定期検査・第1種中間検査・第2種中間検査・第3種中間検査の4種類がある。
- () 2. 第1種中間検査は、総トン数5トン以上の旅客船は、定期検査から1年毎とし、その他の船舶は定期検査から起算し定められた期間内に受けなければならない。
- () 3. 第2種中間検査は、主に内航近海に従事する船舶の場合に受けるもので、定期検査から1年毎に浮上中受ける検査である。
- () 4. 第3種中間検査は、主に国際航海に従事する船舶で、定期検査合格日より3年毎に行われる検査（上架が必要）のことである。
- () 5. 船舶検査証書の有効期間が5年の船舶は、定期検査から起算して1年9ヶ月～3年3ヶ月の間に第1種中間検査を受けなければならない。

問2-5-11

次の文は船舶安全法について述べたものです。 内に適当な語句を入れなさい。

- 船舶安全法は船舶の安全性について主として船舶の から規定した法律である。
- 強制検査のうち、 検査以外の検査は全て船舶所有者に義務付けられている。
- 定期検査または中間検査以外の時期に船舶の構造、設備、無線設備等の改造若しくは修理を行う時には 検査を受けなければならない。

- 任意検査には、長さ30m未満の船舶の製造検査、予備検査及び がある。
- 従業制限は総トン数20トン の漁船では第1種、第2種および第3種、総トン数20トン の漁船では小型第1種及び小型第2種の5種に区分されている。

問2-5-12

次は船舶安全法に関して述べたもので正しいものには○、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

- () 1. 船舶検査の運用上、航行区域は「平水区域」、「沿海区域」、「限定沿海区域」、「近海区域」、「遠洋区域」の5区域である。
- () 2. 漁船については、一般船舶の航行区域に代え従業区域と、漁業の種類とを併せて考慮した従業制限に応じて適用される技術基準が定められている。
- () 3. 製造検査は長さ30m以上の船舶の製造時に、所有者が受検するもので船体、機関、排水設備、及び満載喫水線について船舶の製造に着手した時から受ける検査である。
- () 4. 検査は特定の船舶について行うのが原則で、機関、設備等についても備え付ける船舶が決まっていなければその製造、改造、修理、または整備の予備検査は受検できない。
- () 5. 中間検査は、定期検査と定期検査の間に行う簡易な検査で、第一種中間検査、及び第二種中間検査の2種類の受検方式があり、船舶の運航状況によりどちらかを選択できる。

問2-5-13

次は船舶安全法に関して述べたもので正しいものには○、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

- () 1. 船舶安全法は、船舶の安全性について主として船舶の運用面から規定した法律である。
- () 2. 船舶検査には強制検査と任意検査があり、そして強制検査のうち、長さが40m以上の船舶に課せられている製造検査は、製造者が受けなければならない。
- () 3. 強制検査のうち、製造検査以外の検査は全て船舶所有者に義務付けられている。
- () 4. 中間検査には船舶の種類によって、第1種中間検査、第2種中間検査、第3種中間検査

査の3種類があるが、いずれも検査の実施時期は同一である。

- () 5. 特別検査とは、農林水産大臣が一定の範囲の船舶の所有者に対して受検することを公示して行う検査である。

問2-5-14

次の文章は、船舶安全法の任意検査について述べているが、正しいものに○、誤っているものに×を()内に記入しなさい。

- () 1. 任意検査とは、臨時検査の一部に含まれる。
- () 2. 長さ30m未満の船舶であっても、その製造については製造検査を受検しなければならない。
- () 3. 予備検査及び準備検査は、任意検査の種類に含まれる。
- () 4. 検査は特定の船舶について行うのが原則であり、機関、設備などについては備え付ける船舶が決まっていなければ予備検査を受検できない。
- () 5. 長さ30m未満の船舶の製造については任意に製造検査を受検できる。

問2-5-15

下記船舶のうち、船舶安全法の適用外となるものに○印を付けなさい。

- () 1. 沿海区域を航行する非自航船
- () 2. 長さ12m未満の帆船で、近海区域を航行する船舶
- () 3. 12海里以内で操業する総トン数20トン未満の漁船
- () 4. 係船中の船舶
- () 5. ろかい舟(運送人員6人)

問2-5-16

次の文章は船舶検査証書の有効期間の延長および中間検査の延長について述べたものです。正しいものに○、誤っているものに×をつけなさい。

- () 1. 国際航海に従事する船舶で船舶検査証書の有効期間が満了する際航海中であって、延長が認められて検査回航を終了した場合は、その終了した日を船舶検査証書の有効期間が満了した日とする。

- () 2. 国際航海に従事する船舶であって、船舶検査証の有効期間が満了する際に、航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海をしている場合には、1月以内の延長が認められる。
- () 3. 上記の航海のことを「短航海」という。
- () 4. 外航旅客船において、中間検査の時期を経過する際、外国の港から本邦の港または中間検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となる船舶について、3月以内の中間検査の延期が認められるが、船舶検査証書の有効期間の延長においては、同様の規定はない。
- () 5. 外航旅客船以外の船舶でも、管海官庁に申請すれば中間検査の時期の延長が出来る。

問 2 - 5 - 17

次の文章は従業制限について説明したものです。 内に適当な語句を入れなさい。

従業制限は総トン数20トン以上の漁船で第1種、第2種及び第3種、また、総トン数20トン未満の漁船では小型第1種及び小型第2種の5種に区分されておりその概要は以下の通りである。

第 1 種：主として の漁業

第 2 種：主として の漁業

第 3 種： の漁業（例えば母船式漁業、トロール漁業、捕鯨業、漁獲物の運搬業務、漁業に関する試験・検査・指導・練習及び取締の業務）

小型第1種：主として の漁業（100海里以内）

小型第2種：主として 及び の漁業

問 2 - 5 - 18

次の文章は臨時検査における機関の主要部について述べたものです。正しいものに○印を、間違っているものには×印を（ ）内につけなさい。

- () 1. 内燃機関では、クランク軸、ピストン棒、連接棒、軸継手および軸継手ボルト等
- () 2. 動力伝達装置では、動力伝達軸および歯車、軸継手および軸継手並びに特殊継手の動

力伝達部分

- () 3. 管装置では、2類管およびこれに取り付ける弁、コック、その他の管取付け物
- () 4. 推進軸系のクラッチ、流体継手、弾性継手
- () 5. 主機、主要な補助機関の遠隔操縦装置または自動制御装置

問2-5-19

次の文章は、漁船の従業制限について述べたものである。正しいものに○、誤っているものに×を付けなさい。

- () 1. 主として近海の漁業に携わる漁船は第2種となる。
- () 2. 主として平水の漁業に携わる漁船は小形第1種となる。
- () 3. 主として沿岸の漁業に携わる漁船は第1種となる。
- () 4. 従業制限は、総トン数50トン以上の漁船では第1、2、3種に区分される。
- () 5. 主として遠洋の漁業に携わる漁船は第3種となる。

問2-5-20

次の物件の内、改造、修理又は整備について予備検査を受けられない物件に×を()内に記入しなさい。

- | | |
|------------------|--------------|
| () 1. 排気タービン過給機 | () 2. 油圧ポンプ |
| () 3. 空気圧縮機 | () 4. クランク軸 |
| () 5. 固定ピッチプロペラ | () 6. 逆転機 |
| () 7. シリンダライナ | () 8. 内燃機関 |
| () 9. 船内外機 | () 10. 弾性継手 |

問2-5-21

次の文は船舶検査の省略について述べたものです。□内に適当な語句を入れなさい。

1. 定期中間、臨時検査において □ または予備検査に合格した後、初めて船舶に備え付けられる物件の検査は省略される。

2. 製造検査において に合格した後、初めて船舶に備え付けられる物件の検査は省略される。

3. 定期または中間検査において整備認定事業場が確認した後、 日以内に船舶に搭載する場合は、整備した物件の検査は省略される。

4. 定期、中間または臨時検査に当たって であって、検定に合格した物件は検査が省略される。

問2-5-22

次の文章は臨時検査が必要な修理について述べたものです。正しいものに○を、間違っているものには×を（ ）内につけなさい。

- () 1. 機関の主要部について削整、補強、溶接、その他の作業で機関の性能に影響を及ぼす恐れのあるもの。
- () 2. 複雑または特殊な技量または装置を必要とする作業。
- () 3. ピストン、シリンダヘッド等の予備検査合格品の取り替え、修理。
- () 4. 海難その他の事由により検査を受けた事項に関する変更は、人命の安全の保持に影響を及ぼす恐れがなくても検査が必要。
- () 5. 満載喫水線の位置、その他船舶検査証書に記載された条件の変更を受けようとする時。

問2-5-23

次の部品のうち、修理で交換する場合、臨時検査の対象となるものには○、ならないものには×を（ ）内に記入しなさい。

- () 1. ダンパ () 2. 排気タービン過給機 () 3. 接続棒
- () 4. クランク軸 () 5. プロペラ () 6. ピストン
- () 7. 流体継ぎ手 () 8. シリンダライナ () 9. プロペラ軸
- () 10. 機関出力450kWの逆転減速機

問 2 - 5 - 24

5年船舶の主機関の中間検査を受ける。次の項目のうち検査準備の対象項目となるものに○印を付けなさい。

- () 1. 主機関の作動に直接関係ある重要な弁を解放する。
- () 2. シリンダカバー（シリンダヘッド）を取り外す。
- () 3. 近海区域を航行区域とする船舶のクランク腕の開閉量を測定できるようにする。
- () 4. ピストンおよびシリンダライナを取り出す。
- () 5. 排気タービン過給機の内部を検査できるように解放し作動部分を取り出す。

問 2 - 5 - 25

次の文章は、船舶検査の方法について述べたものである。それぞれ、正しいものには○、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

- () 1. 検査は、管海官庁が行う。但し総トン数20トン未満の船舶（国際航海旅客船、満載喫水線の標示を要する船舶を除く）はJ C 1が行う事になっている。
また、NKが非旅客船について行う検査は、管海官庁が行ったものとみなされる。
- () 2. 定期、中間、臨時検査において製造検査又は予備検査に合格した後、初めて船舶に備え付けられる物件の検査は省略される。
- () 3. 定期、中間または臨時検査に当たっては型式承認品であって、たとえ検定に合格した物件であっても検査は受けなければならない。
- () 4. 新造時の検査としては製造検査及び第1回定期検査が行われる。検査申請者（検査を受ける義務を有する者）は、製造検査（長さ30m以上の船舶）にあつては製造者（造船所）、定期検査にあつては船舶所有者である。
- () 5. 海上試運転における、てい増速力試験において、主機回転速度は陸上公試時の1 / 4、2 / 4、3 / 4、4 / 4、11 / 10の各分力回転速度で行う。

次の文章は船舶検査の方法について述べたものである。正しいものには○、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

- () 1. 限定沿海区域を航行する旅客船の主機であって、前回機関の解放を行った検査の後の使用時間が、当該検査の次の定期的検査の時期までに 5,000 時間を超えないと推定される場合、保守・整備に関する記録、事情聴取などから判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合は、解放検査に代えて、外観検査及び運転検査とすることがある。
- () 2. 分割又は継続検査を実施している船舶以外の船舶の機関であって、新造の主機、補助機関又は補機を備え付けた後、初めて第 1 種中間検査等を受ける場合は、当該機関については、保守・整備に関する記録、事情聴取などから判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合は、効力試験のみとすることができる。
- () 3. 主機関のクランク軸開閉量の測定は、遠洋、近海区域若しくは沿海区域を航行区域とする船舶又は、長さ 30m 以上の第 2 種漁船若しくは第 3 種漁船について定期的検査時に行う。その他の船舶であって、製造後 9 年以上経過した主機についても行う。
- () 4. 継続検査の特例として、主機を 2 台以上備え付けている船舶の主機については、毎年半数ずつ交互に定期検査の準備による解放検査を行い、解放検査を行わない主機は海上運転による効力の確認とすることが出来る。
- () 5. 平水及び限定沿海区域を航行区域とする旅客船については特 1 中以外の第 1 種中間検査時には、保守・整備に関する記録、事情聴取等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合は、解放検査に代えて効力試験とすることができる。